

予算審査特別委員会 総務企画分科会報告

総務企画分科会での審査の結果を御報告いたします。

議案第 4 号 平成 22 年度鳥取市一般会計予算のうち本分科会の所管に属する部分、

議案第 13 号 平成 22 年度鳥取市住宅新築資金等貸付事業費特別会計予算、

議案第 14 号 平成 22 年度鳥取市土地取得費特別会計予算、

議案第 18 号 平成 22 年度鳥取市財産区管理事業費特別会計予算、

以上 4 案について、本分科会での審査の過程において各分科会員から出されました意見につきまして報告します。

議案第 4 号 平成 22 年度鳥取市一般会計予算のうち本分科会の所管に属する部分についてであります。

まず、行政財産の使用のうち、自動販売機の設置者の選定についてであります。

設置許可については、鳥取市財産規則に基づき設置希望者からの申請により許可されており、先着順に受けている実態であるとのことですが、継続の申請についての取り扱いも含め、設置希望者が公平に参入できるような検討をされることを求めます。

次に、市職員の福利厚生事業についてであります。

福利厚生事業費については、市民の目線で精査するなど、検討を要すると考えます。

次に、国際交流についてであります。

本市は韓国・清州市、ドイツ・ハーナウ市との姉妹都市提携をはじめ、経済・文化・教育等の分野において、多くの国際都市と交流を行っておりますが、一部で国家間の問題がその交流に影響を及ぼしているという現実があります。交流の趣旨等精査され、本市としての考え方を示されるべきと考えます。

最後に、総合支所長の権限の強化についてであります。

地域の抱える緊急的な課題に対し、総合支所が迅速かつ柔軟に対応するためには、総合支所長の権限の強化が必要であると考えます。総合支所長の権限に

については、今後、地域の課題等について積極的に関係課と協議していくとされていますが、昨年の決算審査特別委員会の委員長報告で要望している事項でもあり、速やかに検討され、必要な権限について付与されるよう強く求めます。

以上で、本分科会の報告を終わります。